

衆議院 財務金融委員會 議 録 第 四 号

平成二十二年二月二十六日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 玄葉光一郎君

理事 岸本 周平君

理事 鈴木 克昌君

理事 中塚 一宏君

理事 竹本 直一君

理事 網屋 信介君

今井 雅人君

小原 舞君

岡田 康裕君

熊谷 貞俊君

小山 展弘君

下条 みつ君

空本 誠喜君

高橋 英行君

橋本 芳忠君

福嶋健一郎君

三村 和也君

山尾志桜里君

江藤 拓君

竹下 巨君

野田 毅君

山本 幸三君

竹内 讓君

財務大臣 菅 直人君

内閣府副大臣 大塚 耕平君

財務副大臣 渡辺 周君

財務副大臣 野田 佳彦君

財務副大臣 峰崎 直樹君

厚生労働副大臣 長浜 博行君

財務大臣政務官 大串 博志君

財務大臣政務官 古本伸一郎君

政府参考人 (内閣法制局第三部長) 外山 秀行君

政府参考人 (財務省主税局長) 古谷 一之君

参考人 (中央大学法科大学院教授) 森信 茂樹君

参考人 (一橋大学大学院法学研究科教授) 水野 忠恒君

参考人 (慶應義塾大学経済学部教授) 土居 文朗君

参考人 (慶應義塾大学経済学部教授) 首藤 忠則君

財務金融委員会専門員

委員の異動

二月二十六日

委員の異動

二月二十六日

委員の異動

二月二十六日

委員の異動

二月二十六日

委員の異動

二月二十六日

委員の異動

二月二十六日

委員の異動

二月二十六日

委員の異動

二月二十六日

委員の異動

二月二十六日

委員の異動

二月二十六日

委員の異動

二月二十六日

委員の異動

二月二十六日

委員の異動

二月二十六日

委員の異動

二月二十六日

委員の異動

小原 舞君 熊谷 貞俊君

高橋 英行君 花咲 宏基君

熊谷 貞俊君 豊田潤多郎君

花咲 宏基君 空本 誠喜君

空本 誠喜君 三村 和也君

三村 和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

和也君 和田 隆志君

適用状況の透明化等に関する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣法制局第三部長外山秀行君、財務省主税局長古谷一之君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○玄葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○玄葉委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小林興起君。

○小林(興)委員 本日、質問の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。そしてまた、ここで示されております案件そのものと直に関係するわけではありませんが、関連ということで、金融問題についても質問させていただきます。

国民の生活を第一というところの中で、昨年、新政権が誕生したということは、政策面において、これまでの政策を、変えなければならぬものは大幅に変えていくということが国民から要望されている、期待されているというふうな受けとめる中で、今日の日本の経済状況、かつての経済大国日本と言われた日本の経済が今大変な危機に瀕している。その中には幾つかの原因もあり、理由もあろうかと思うのであります。そういう中で、財政立て直しということが非常に大きな課題の中で、今、税制等々の法案が審議されておりまして、これは一日も早く審議を終えて、法案の採決に持っていったらいいと思うわけでありまして、私は、財政と並んで、やはり金融政策を特に大きく変えていかなければならない、これも両輪が相まってこそ政府としての大きな役割を果た

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第三号)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案(内閣提出第一五号)

○玄葉委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置の

て全力を挙げる、こういう話でありました。

○国国会で、月額二万六千円というものが、恒久措置を盛り込んだ法案ができなかった。その理由、これは財源の問題だと思いますが、財源がないから結局半額ということなんでしょうか。

○峰崎副大臣 これは、私たちが総選挙の際に出しておりました工程表に沿って、初年度は一万三千円、翌年度から二万六千円、こういう方針を出していますので、それにしっかりと基づいているということですね。

○佐々木(憲)委員 連立与党の社民党の阿部知子議員が二月二十三日の本会議の質問、私聞いておりましたら、二〇一〇年度からの月額一人一万三千円は、欧州諸国の水準です、民主党のマニフェストによれば、二〇一一年度から、さらに倍額の月額一人二万六千円にするとしておられますが、それ以前に現物給付の充実を図るべきです、こういう発言をされています。

与党内で子ども手当の倍増の問題というのは、ここでは合意されていないというふうに思われますが、いかがですか。

○菅国務大臣 先ほどの一万三千円、さらに二万六千円というのは民主党のマニフェストでありまして、もちろん政権合意というところで決めていることもありますが、この分野については、民主党という立場ではそのマニフェストを実現するという方向で努力することは先ほど申し上げましたが、最終的には連立政権の中で、どういう形でそれを実現するか、議論することが必要だと考えております。

○佐々木(憲)委員 そういう状況であるにもかかわらず、住民税、所得税の部分は恒久措置として増税させていただきます、今回この法案はそういうことになっていきますね。どうも釈然としないわけでありませぬ。

具体的に資料を見ていただきたいんですが、ちよつともうきょうは時間がだんだんなくなってきましたので連続してやりますが、現時点で政府が提案している範囲で、手当と増税の差し引きが

どうなるかを示したのが一ページの表です。

サラリーマン片働きの両親と三歳未満の子供の三人の家庭で、子ども手当が月額一万三千円のケースだと、収入別に見るとこういうふうになります。つまり、所得税を納税して児童手当を現在支給されている世帯は、おおむね負担増になるんですね。これは間違いありません。

○古谷政府参考人 技術的なことでもございますので、私の方から答弁をさせていただきます。先ほど副大臣の方から説明がございましたように、子ども手当が月一万三千円のままであれば、二十四年度からこういう計算が可能だと思います。

先ほどの議論で、年少扶養控除の廃止等の部分が五・二万円、三百万円の給与収入の部分でございしますが、そういう議論がございました。この注にもございしますように、税源移譲の際の調整税額控除を加味してあるということでございますので、三百万円、五百万円の、収入金額が低い方の部分の増税はこういう金額になろうかと思えます。

そういう意味で、二十四年度以降現状のままであれば、こういう計算が可能であろうかと存じます。

○佐々木(憲)委員 それで、現時点で、月額二万六千円というのは確約されたものではまだありません。月額を倍にするための財源、それもまだ明らかになっていない。その財源でふえるか減るかというふうな話も聞かせてまいります。

例えば、今回見送られたけれども、見直しに取り組むと税制改正大綱に書き込まれた配偶者控除の問題とかがありますね。民主党はマニフェストで、それが子ども手当の財源だ、こういうふうな主張がされてきました。

仮にこの配偶者控除が廃止された場合、これが資料の三枚目の試算となります。年収七百万円ぐらいの家庭では増税による負担増の方が大きくなるんですね。この数字は間違いありませんね。

○古谷政府参考人 お答えをいたします。

七百万円、九百万円と収入金額が上がっていきますと、適用される税率が上がってまいりますので、こういう計算になろうかと存じます。

○佐々木(憲)委員 特定扶養控除の上乗せ部分の廃止でも、同じように負担増の懸念がぬぐえないわけですね。

先ほども少し議論がありましたけれども、高校の無償化の財源の一部として特定扶養控除、十六歳から十八歳の上乗せ部分の廃止による増税分、これが。地方住民税でも同様の措置がとられ、所得税の控除額が六十三万円から三十八万円に二十五万円縮小される。住民税の控除額は四十五万から三十三万に、これは十二万縮小ですね。これは二ページの表を見ていただければ。

この結果、特定扶養控除の上乗せ部分廃止の影響は、所得税と住民税を合わせ最高で十一・二万円の増税。負担の差し引きは、資料の二ページの文科省の作成した表で読み取ることができるところです。

特定扶養控除は、十六歳から二十二歳で、税制上の扶養対象であれば学生かどうかは関係がない制度でありますから、単純に高校授業料の無償化と連動させれば、一部に負担増となる矛盾が発生します。例えば、定時制、通信制の高校や特別支援学校など全日制高校よりも学費が安い場合、あるいは公立高校の授業料減免を既に受けている場合、これは二十三人おられるようですが、負担増になってしまふ。通学も就労もせず親族に扶養されている場合、これは恩恵はなく増税だけにあります。

それから、文科省の資料の高校実質無償化、十一万八千八百円を安い学費に置きかえていたしますと、どれだけの負担増になるかわかるわけですね。例えば、公立高校の定時制で年間三万三千元だといえますと、すべての収入階層で負担増になります。

税制改正大綱あるいは答弁で、このような世帯には適切な対応を検討すると明記されているわけですが、今のところ、まだ具体策が示されており

ません。これは……

○玄葉委員長 佐々木委員、申し合わせの時間が経過しております。御協力願います。

○佐々木(憲)委員 わかりました。もう終わります。

この点については、先ほども指摘がありました。具体的な策を早急に示すべきだと思いますが、最後にこの点だけお聞きをしておきたいと思えます。

○玄葉委員長 簡潔に。峰崎財務副大臣。

○峰崎副大臣 先ほど来ずっと指摘をされております点については、昨年末、閣議決定された税制改正大綱においては、高校の実質無償化によって、特定扶養控除の縮減によって、現行よりも負担増となる家計については適切な対応をするということですね。

さらに、特定扶養控除の縮減によって実際に家計に影響が出る平成二十三年末、これに必要な対策については、関係省庁で今対策を検討することになるわけでありまして、その点で、先ほども私は予算措置というところで言いましたけれども、これらの点については、この年末に向けて議論されるものだと私たちは承知しております。

○佐々木(憲)委員 以上で終わります。

○玄葉委員長 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

午後一時三十分開議

○玄葉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き、内閣提出、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案の各案を議題といたします。

本日は、各案審査のため、参考人として、中央大学法科大学院教授森信茂樹君、一橋大学大学院

法学研究科教授水野忠恒君及び慶應義塾大学経済学部教授土居丈明君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと思います。ふうに存じますので、よろしく御願ひ申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。まず、参考人各位からそれぞれ十五分以内で御意見を述べたいと存じます。

なお、念のため申し上げますと、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださいませよう御願ひいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願ひいたします。それでは、まず森信参考人にお願ひいたします。

○森信参考人 中央大学の森信でございます。よろしく御願ひいたします。

それでは、私の方から、税制改革につきましての意見を述べさせていただきますと思います。お手元に資料をお配りさせていただいておりますので、基本的にはこれに沿ってお話をさせていただきますというふうに思います。

私は常々、税制を考えるに当たって二つの大きな柱があるというふうに考えております。

一つは、政府の規模をどの程度にするかという観点からの税制改革、これは基本的には受益と負担、受益が大きければ負担もそれに伴って大きくなる、あるいは受益が小さければ負担も小さくてもいいじゃないかというふうな議論だと思っております。

もう一つは、そういう受益と負担あるいは政府の規模と離れまして、今のグローバルな経済社会

の中で我が国の経済社会がどのような問題を抱えていて、それに対してどういうふうな税制を考えていくべきか、これは私の言葉で言えば、あるべき税制はどうあるべきかというふうなことだと思っております。

つまり、財源調達機能としての政府の規模としての税制改革の問題と、それからグローバルな世の中の確にに対応していくための税制のあり方、この二つを基本的には分けて考えながら、最後には、同じ税制ですから一緒に考えていくというふうなことが必要ではないかというふうに思っております。

こう申しましたのは、世の中の議論がどうしても、税制といいますが消費税の議論につながりまして、そこで実は議論がとまってしまうというところが過去往々ありました。そういうことから、あるべき税制の姿というものは消費税の増税ということと切り離して考えて、最後にはもちろん、同じ税制ですからあわせて考えていくというふうにすべきではないかというのが私の基本的な立場でございます。

今資料をお配りしておりますが、一ページ目でございます。

そういう状況の中で、では我が国としてどういうふうな税制を考えるべきかといったときに、我が国は既にグローバルな経済の中に取り込まれてきているという認識が重要だと思っております。グローバルな経済といえますのは、わかりやすく言えば、人も物も金も、さらに今、企業の価値とも言えるかもしれないが無体財産権、そういうものも自由に動き回る、こういった経済社会の中で我々が活動しているんだということでございます。

では、そのグローバルな経済のもとでどんな問題が起きているかということで、課題を五つ整理させていただきました。

一つは、所得格差の拡大と貧困問題。これはやはり、冷戦後の国際競争の激化の中で中進国から安い商品が先進国に入ってくる、そうすると低ス

キルの労働代替が起きてきて、どうしても企業としては、正規雇用を非正規雇用にしていったりということに対応していかざるを得ない、そういう中で所得格差の拡大と貧困の問題が出てきているということですね。

それから二番目は、税の引き下げ競争。これも特にヨーロッパで激しいんですが、冷戦後の、特にEUの域内が拡大しましたから、かつての東欧圏、こういったところが法人税率を引き下げて、ドイツとかフランスとかから企業を呼び寄せて、そこで雇用を確保しよう、あるいは所得税で稼いでいこうというふうな形で法人税の引き下げ競争が激化しております。これは後で申し上げたいと思っております。

それから同時に、今度は高所得国の企業の行動として、法人所得を低税率国へ移転していくという、これは決して非合法という形ではありませんで、むしろ合法的な、いわゆるタックスプランニングとしてそういったことが行われております。例えば、低税率国に持ち株会社をつくって、そこにいろいろな世界各地に散らばる法人の収益を集約させていく、そういう形でタックスプランニングが進んでいるということでございます。

それから三番目でございますが、個人の富裕層の所得、これが租税回避地、タックスヘイブン国ですね、こういったところにやはり回避が進んできている。

これは目に見えませんが、なかなかこれだというふうにはわからないんですが、例えば有名な例として、リーマン・ショックのときに世界的に問題になりましたのは、タックスヘイブン国にたまったさまざまな膨大な金融資産、資金が、いわゆるサブプライムローンの証券化した商品に回って、それがバブルを大きくしたというふうなことがあって、それ以降、タックスヘイブン対策というものが、単に今まではOECDの租税委員会のレベルで議論されておりましたが、その後、サミットとかそれからG20とかそういったところで、国際的にタックスヘイブン対策を共通して講

じなければいけないじゃないかというふうな状況になっております。

それから四番目に、そういうような状況の中で、しかし政府は、高齢化に伴い増大する社会保障費用というものを確保しなければいけない、それと同時に経済の活力も保持しなければいけないという難しい選択を迫られているわけでございます。

それから最後に、五番目に、これは今の高齢化のための、社会保障のための財源確保というだけではないで、さらに穴があいた危機的な財政の赤字への対応としての税収の問題が出てきているというふうなことでございます。

それでは、次のページに行きたいと思っておりますが、次のページは、そういった状況のもとで税制はどうあるべきか。これはやはり日本独自で考えていく分野もなきにしもあらずと思っておりますが、基本的にはやはり世界の税制の大きな流れの中で考えていかなければ、一國だけ異なった税制を構築していくということはなかなかできにくい状況にあると思っております。

ここに、今の五つの問題に対して私なりの考え方を整理させていただきます。

一番最初は、格差、貧困問題。これにつきましては、「税制と社会保障の一体化による低所得者対策としての勤労税額控除」と書いてありますが、いわゆる給付つき税額控除でございます。そういう意味で、民主党の考え方であります所得控除から税額控除へ、税額控除から給付つき税額控除へ、さらには手当へというこの考え方の流れにつきましては、私は全面的に賛成するものでございます。

ただ、この給付つき税額控除というのは、単にお金を与えるという思想ではございませんで、ワークフェアという、働くことよって給付がふえていく、働くことよって老後の生活を豊かにしていく、そういった政策でございます。これはよくイギリスで言われておりますが、セーフティーネットからトランポリンへ、つまり政府



的な公平性と効率性ということであれば、消費税と所得税との間の役割分担というものがこれからは重要になってくるという考え方を持っております。

税制改正法案の具体的な話に関連いたしましたは十四ページに述べておりますけれども、所得控除から給付へという形で、この税制改正、特に所得控除の見直しというものが図られた点にしましては、私は望ましい方向だというふうに思っております。

確かに、子ども手当というものは子育てについての社会的な支援という観点もございしますが、もう少し税制と関連したところで、所得再分配効果がどうなっているかということで私が研究しているもの的一端を御紹介させていただきたいと存じます。

十五ページですけれども、私の転記ミスで、一枚紙の訂正のものを御用意させていただいております。左上に「訂正」と書いてある方が正しいものでございます。これで、皆様御承知のように、年少扶養控除を廃止し、特定扶養控除の十八歳以下の部分についての上乗せを廃止することとともに、子ども手当を支給するということの効果を見ております。

所得階層を一〇%ずつ区切りまして、下から一〇%、その次の一〇%ということで十分位の階級になっております。一が一番低い所得で十が一番高い所得層ということになります。

右下の所得純増額ということで、子ども手当の受け取りがふえる一方で控除が減って税負担が多くなるといふものの差し引きでどうなるかということと数字を見ますと、十分位、一番高い一〇%の所得層を除くと、子ども手当の支給によって可処分所得がふえるという経済効果、さらにその上に、基本的にはより低所得の方々の方がより多く所得がふえるという意味で、格差是正の効果が働いているという計算結果になっております。

そういう意味では、子ども手当は、もちろん子育て支援という意味のところが重要な一つのポイント

ントではありますけれども、また別の側面でも、所得再分配効果もより発揮されているという経済効果が期待できるということが予想されております。

さらにもう一つは、社会保険料負担が実は逆進的であると。この十五ページの右上の社会保険料負担のところをごらんいただきますと、低所得層の方が負担率が高いという意味で逆進的になっております。

そういう意味では、今後さらに、子ども手当という形ではないかもしれませんが、例えば給付つき税額控除など、逆進性緩和、所得再分配効果をより発揮させるという観点からすれば、給付つき税額控除というのものが一つの重要な選択肢なのだろうというふうに思います。

最後に一言だけ、租税特別措置透明化に関連して申し上げさせていただきたいと思っておりますが、透明化ということとは非常に重要で、これは私としても強く賛同できることであります。ただ、今後の課題といたしましては、単に租税特別措置法に書かれているものだけが対象になるということなのではなくて、本則の税法、それからさまざまな政策的な配慮、つまり税を通じた政策の効果を発揮させるのがよいか、ほかの方法がよいかという比較考量などの観点も交えながら、もう一段さらに再整理なさるといふのではないかとこのように思っております。

以上です。どうもありがとうございます。

(拍手)  
○玄葉委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○玄葉委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。網屋信介君。

○網屋委員 民主党の網屋信介でございます。本日は、お忙しい中、各先生方には快く参考人の意見陳述に応じていただき、本当にありがとうございます。

でございます。心から感謝申し上げます。

今、この財務金融委員会では、今回の租税特別措置法それからその他の税法関連の討議をずっと続けてきてまいっておるわけですが、私としましては、そもそも論のところであらうと、皆様は今までのいろいろ御研究をなさったベースで御意見をお伺いしたいと思っております。

まず、森信先生にちよっとお伺いしたいのでございませう。

きょうのお話で、税制改革についてということでお話をいただいたわけですが、今回の所得税法の改正と、それから子ども手当等々の、いわゆる先生がおっしゃっている所得控除から給付へという形の典型的な形でつくっているわけがございませうが、十二月ですか、ちよっと前に先生が「時評」という本にお書きになった内容で、「最新の経済学では不公平を是正することは、長期的には経済成長にプラスの効果をもたらす。一方高い累進税率は、経済にゆがみ・非効率をもたらす。そこで、納税者が均等に受益するような再分配政策とセットで税率引き下げが行われるなら、トレードオフは解消される」というお話をここに書かれていらっしゃいます。

よく使われる再分配の係数でジニ係数というのがございませうけれども、ジニ係数と成長率といえますかの関連、つまり再分配を進めることによつて経済は成長するのかそうでないのかということについて、ひとつ御意見をお伺いしたいなど。その結果として、今回の所得税法の改正をどう評価するのか。これが一番。

二番目が、全くこれとはずれるんですが、最初に、消費税が三%から五%に上がった、たしか橋本内閣のころだったですかに直間税率の見直しという言葉が実は当時ございまして、消費税を上げかわりに所得税を下げますよと。国民が知らない間にいつの間にか所得税だけはもとに戻っちゃったという状況なのでございませうが、この直間税率の考え方について、もし御意見があればお伺いしたいと思っております。よろしくお願

いいたします。

いたします。

○森信参考人 それでは、私の意見を申し述べさせていただきます。最初の御質問でありました、ジニ係数と経済成長の関係ということでございませう。

あの小論に書きました趣旨はこういうこととございませう。OECDの三十カ国の過去十年間のいろいろな統計をプロットいたしましたして、統計的にどういふことが言えるかということいろいろ見ただけでございます。

その結果わかってきたことは、一つ、まず政府の規模、あるいは社会保障の規模と経済成長というものはそれほど関係がない。かつて、小さければ小さいほど効率がよいというふうな形のことがよく言われましたが、私が統計を見る限りは、社会保障の規模あるいは政府の規模が大きくても成長している国もあれば、逆に小さくても成長している国もあるということが第一点でございます。

それから第二点は、社会保障を充実している国ほどジニ係数が低いということとございませう。これは考えてみれば当たり前で、より多くの再分配機能効果を発揮しているということだと思っております。

三番目が、今先生がお尋ねになったところだと思っておりますが、ジニ係数が低い、つまり平等度が高い国ほど中長期的に見れば経済成長をしている。これは有名なオズバークという教授の研究成果でもあるんですが、それもOECDの統計から見るとわかるわけです。

問題は、そういう三つの事実をどう組み合わせていくか、あるいはどういふ因果関係にあるかというところが実は難しいところとございませう。そういうところは必ずしも、統計だけではから因果関係がわからないんです。

ただ、私が考えましたストーリーとして、やはり所得再分配機能を高めて、より平等度の高い社会をつくれれば、その結果、これはオズバークの論文の趣旨なんですが、特に教育に効果

があつて、教育の水準が底上げされて、皆さんがより競争をしていくことよつて経済成長が促進されていくのではないかと。したがつて、社会保障あるいは教育を充実させることよつて経済成長が結果的には上がつていく、こういう姿が描かれて、その典型が北欧諸国だというふうには思つております。

それで、私は勝手にこういう姿を、弱肉強食社会ではなくて切磋琢磨する社会、こういった方向で少し社会保障の規模を大きくして、あるいは教育の規模、政府の規模を大きくすることによつて結果的には経済成長が高まつていくという、これまでとちよつと違うことが見てとれるのではないかとというふうにして書いておられます。

それから第二点でございますが、直間比率の見直しといふのは、私も経験がありますが、結局、当時の抜本的税制改革、昭和六十二年、六十二年あるいはその後の平成七年のいわゆる税制改革で消費税を導入し、五％に引き上げてきたわけですが、その当時の状況は、やはり所得税の持ついろいろな弊害が出てきていたということですね。

やはり、特に中堅所得者層に非常に重たい負担になつて、その結果、勤労意欲というふうな状況が一方にあつて、他方で社会保障のために安定的な財源を確保する必要がある、余り景気に左右されないような税体系を構築する必要があるといったようなことが両方あつて、それではこの比重を変えていけばいいじゃないかと。

そのときの心は、要するに、税収は基本的に同じということなんです。だから、六対四か七対三かといういろいろありますが、結果的にはトータルで税収は、最初の抜本的改革なんかはネット減税、二番目も、特別減税を入れますとネットで減税になつておりますが、そういうことで、とにかく税収に重点を置いた改革ではないということなんです。

ところが、今日では、先ほどから土居参考人の意見にもありましたように、やはり税収そのものが問題になつてきているということでございます。今余り直間比率の問題といふことは言われなくて、むしろ足りない税収は主として消費税で引き上げていくのがやむを得ない一つの選択肢じゃないかというふうには私は考えておりました。今後、余り直間比率という考え方は出てこないのではないかとこのように思つております。

以上です。

○網屋委員 ありがとうございます。

先ほど法人税の話に少し触れたと思つておりますが、国会の中でも法人税についていろいろな議論がございまして、特に、二〇〇二年から二〇〇六年

ほどのいわゆる経済成長の中で、特に大企業を中心に非常に法人の所得は上がつたんだけれども、なかなか勤労者への配分が行われなかつた。実際には、配当ですとか取締役の所得は四〇パー近く上がったにもかかわらず、そこに働いている勤労者の皆さんの平均所得というのは、六％ぐらい平均で上がつていまして、場合によつて下がつていくところまであるというふうな状況で、その見直しも含めて、大企業を中心に法人税のあり方を考えるべきじゃないかという議論、もちろん両方あります。

法人税率を上げるべきなのか下げるべきなのかという議論があるわけでございますが、この分配という形で考えたときに、それともう一つは、国際的な競争力といふことを考えたときに、先生の御意見は、法人税についてはどういふふうに見がございましてかというのが一つ。

もう一つは、租特のごときでございます。先ほど土居先生からもちよつとありましたが、租特法の透明性、これは皆さん意見が一致するところではございますが、私は正直言いますと、租特法そのものの存在価値といふか、租特法というよりも、一つ一つの項目について本来の本則の中でカ

バーすべきじゃないかと私は思つておるんですが、その辺について御意見があれば教えていただければと思つております。

○水野参考人 私の感じているところを述べさせていただきます。私、専門は法律学でございますので、かなり主観的なものになるかと思つております。

法人税というものは、経済の影響を受けている変遷を重ねてきて、ただ言えることは、今、この二十年ばかりはほとんどどん下がりつあるということですが、やはりこれは経済情勢との見合いですけれども、それから他の財源を見つけることができるか、具体的には消費税の方になりますけれども、そういうものが整つた場合にはこれを下げるということもあり得るかと私は思つております。

現実には、単純によその国と比較するわけにもいきませんけれども、税収、いわゆる財源機能としての法人税は、他の先進諸国では付加価値税にかわりつつありますし、またあるいは、アメリカ合衆国のように、連邦国家として消費税を持つていない国でも法人税の負担は少なくなる、そのかわり、個人所得税の占める割合が非常に高くなつております。

先ほど従業員のお話も出ましたけれども、こちらも今度、法人税の負担に依存できないので所得税にと、こういうふうには当然単純にはまいりませんので、こちらの方は今度、先ほどもお話が出ておりましたが、扶養控除等の所得控除をどういふふうには整理合理化するか、場合によつて、直接的な給付の形によつて賄うかわりに所得税の占める役割を変えていく、こういうことはあり得るかなと思つております。

それからもう一つ、租特の透明化法案のお話ですが、幸か不幸か、例えばよその国の例で申しわけないんですが、アメリカ合衆国が始めたときに、アメリカ合衆国というのはいくつかの法律にしまして、内国歳入法典と呼んでおるわけですが、それが租税特別措置でそれがそ

いかというの、いろいろな基準の立て方がございまして、具体的には、単純に言つてしましますと、民主党政権になりますと租税特別措置とされる項目の範囲が広がりますと、共和党政権になりますとこれが狭くなる、これの繰り返して来ております。

我が国では租税特別措置ということの一つの法律になつておりますが、厳密に理論的に申し上げれば、租税特別措置法に入つていながらも特に国際課税にかかわるもの、移転価格税制あるいは過少資本税制その他ございまして、これは租税特別措置といふよりも、性格的には国際課税の基本をなしているものなので、先ほど土居先生の表にもありましたが、必ずしも租税特別措置が、それがそのまま特別措置であるかどうかはまた別な話で、逆に本法はどうなつていられるかと、所得税法に、今回変わりましたが生命保険料控除、ずっとございまして、これはいわゆる一種の金融商品であり租税特別措置ではないか、こういうふうな考え方が出ております。

そこで、ではどうするかといふと、租税透明化法案といふことでこれを制度として定着させることを考えますと、私としては、租税特別措置法といふものが現在もう長いこと続いてきておりますので、これをもとにして集計するというのがやはり適当ではないかと。一番簡単なのは、租税特別措置法に入つていられるからこれは特別措置である。

非常に無責任ではありませんけれども、現実に運用していくことを考えてみますと、租特の中にもそうでないものがある、所得税や法人税法の中にも特別措置がある、これをやりますと、毎年点検し直しというふうなこともなりますので、この法案が成立した場合には、当面は、これは租税特別措置法を対象にしたものである、数年経験を積んだところでもう一度議論をするというのがよろしいのではないかと思つております。

失礼いたしました。

〔委員長退席、中塚委員長代理着席〕



思っております。一つは、格付会社が日本の国債に対して格付を下げるような動きが出始めているということ。あるいは、国債の元本や利払いが滞ったときの損失を保証するクレジット・デフォルト・スワップの保証率が上がってきているというように、私は、やはり市場のメッセージとして政策担当者というのは敏感に受けとめなければいけない、こういうふうな思っております。

そこで、政府も五月から六月には中期財政フレーム、また財政運営戦略をつくるというふうにおっしゃっているんですけども、これがどのようなものをつくるかというのが私は非常に重要だと思っております。市場の信認を得るためには、やはり明確な数値目標が盛り込まれた財政健全化のシナリオをつくる必要がぜひともあるというふうな思っておりますが、この件につきまして、それぞれ御意見を伺いたいと存じます。

○森信参考人 では、私の意見を申し述べさせていただきます。

私も基本的には先生と考え方は全く同じでございます。私が特に強調したいのは、財政赤字というようなのはマーケットの中でどういうふうな評価されるかという点が重要でございまして、例えば、今既に日本の国債の発行が、国と地方を合わせた債務の残高が例え千兆を超えれば、日本は大きな一つの分水嶺を越えるんじゃないかというふうなことが言われたりしております、つまり、政府というものは、そんなマーケットに人質にとられるような財政政策をすべきではないというふうな考えております。

そのためには、やはり、きちっとした数値目標を設定して、そのもとでどういうふうな財政運営をするんだということを示して、マーケットのそういう材料にする、あるいは漠然とした中でマーケットのえじきになるような財政政策をとるべきではないというふうな考えております。その目標については、やはり当然数値がなければ目標とは言えないと思えます、ただ、短期間

だけの数値ではなくて、もう少し長い、中期的な、短期、中期あるいは中長期といったふうにいるる分けて数値目標をつくっていくということが必要ではないかというふうな考えております。以上です。

○水野参考人 私の個人的な意見を述べさせていただきます。財政再建と申しますと、幾つか手段があると思えますか、あるいは限られていると思えますか、現在三十五兆円の歳入、これではどうしようもないので、といって、他方で経済全般の情勢がございまして、新しい税目を今、具体的には消費税の方でカバーする、これもなかなか決断の要ることとでございます。

ただ、国債依存というものも、これはいつまでもというわけにもまいりませんので、既に政治の世界でも議論されておられるということですから、税制の抜本的な改革、こういうものも必要になってこようかと思えます。

もう一つの手段は、例えば、思い切って経済を回復するために法人税率から下げてみて、それで回復してきたら、それによって税収が上がるのでだんだんバランスがとれてくる、こういうような御意見もありました、ラッファール・カーブと題して。ただ、非常によくわからないところ、例えばアメリカ合衆国が双子の赤字を掲げていて、レーガン大統領になりました、一九八一年に大幅な投資減税を行った。その当時は、これが翌年以降、非常に赤字が拡大してしまつて、これが大変だというので、結局一九八四年から六年にかけて税制改正を行つて、前よりも税率は単純化されましたけれども、課税の対象は広げるといふようなことが行われました。それが今度、クリントン大統領の時代になったところが、今まであった、あれだけ十年近くアメリカが困つていた財政赤字が、すつと戻つてしまつた。さて、これが一九八一年のレーガン税制改革の

効果なのかどうかということ、十年たった後の話ですので、これはなかなか判断は難しいと思えますが、我が国で考えるに当たつても、それが本当に効果があるものなのかどうか、これは非常に難しい問題ですので、十分に議論して決定していただきたいと思っております。

○土居参考人 御質問ありがとうございます。私も、財政健全化の重要性については、先ほど申し上げさせていただきまして、かつ私の参考資料にも述べさせていただいたように、何らかの財政健全化の具体的な目標となる数値ないし指標を示すということが重要だと思えます。さらに、森信参考人もおっしゃつたように、短期、それから中長期というタイムスパンでの目標設定というのも効果的だろうというふうな思っています。

これに加えまして、私が一つここで申し上げさせていただきますことは、若干そういう議論があるやに聞いておるものですから懸念しているところは、特別会計のいわゆる霞が関埋蔵金、これについての議論の中で、国債整理基金特別会計の積立金について、これを取り崩してはどうかというやうな議論があるやに聞いております。これは学者が言っているやうなこともあるんですけども、私は、そこにタッチをすることは非常に危険である、財政規律を損なわせる可能性があるという意味で、大変強く懸念をしております。

特に、六十年償還ルールという、我が国がずっと伝統的に守つてきた国債償還、減債にかかわるルールをないがしろにしてしまつてしまつた可能性があつて、確かに、そこにたまり金がある、これは別に今すぐ要らないんだから使つてしまえばいいじゃないかという向きもありますけれども、それはほかの積立金とはわけが違つて、これは六十年償還ルールを担保するためのものになります、我が国は六十年償還ルールというのをやめるといふことなのかという悪いメッセージを国債市場に投げかけるおそれがあるというふうな思っています。

そういう意味においては、そういう誤つたメッセージを流さないということ、それから一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰り入れをきちんとするということも含めて、我が国の六十年償還ルールを最低限でも守るということはぜひともお願いしたいというところであります。

○石井(啓)委員 今、土居先生がおっしゃつたことは、実は午前中の質疑の中で、ほかの委員と菅大臣とのやりとりがありまして、禁止手じゃないですかということで大臣に指摘をされたところ、大臣は、禁止手だとは肯定されなかつたんですね。だから、ちよつと私も不安なところがあるんですけども、それは今後よく我々も監視をしていきたいと思つています。

ところで、きょうの土居先生の資料の四ページ、財務省の二十二年年度予算の後年度影響試算を抜き出させていただきましたけれども、私もこれを見まして、やはり今の国債のストック増が利払いに与える影響というのは本当に大きいな、こういうふうな思いました。

ただ、これは財務省が伝統的に、経済成長率に対する税収の伸びを弾性率一・一しか見ていませんので、もう少し入つてもいいんじゃないかという思いは多少あるんです。落ち込むときは激しいんだけれども、復活するときは小さいというので、かたく見過ぎているんじゃないかという嫌いもあるんですが、それにしても、名目成長率の伸びと金利の伸びを比べますと、はるかに金利の伸びによる国債の増額の方が大きいということ、本当にこれは真剣に考えなきゃいけないなと。ただ、これは、「経済成長率が上がれば金利も上昇」と先生は書いていただいているんですけども、もつとひどいのは、経済成長率は上がらないのに悪い金利だけ上昇してしまうという最悪の事態も考えられますので、そういうことにならないように、やはり財政の健全化というのを真剣に考えなければいけない、こんなふうな思つているところでございます。

続いて、税制の方に移らせていただきますが、同じく三先生にそれぞれお聞きしたいと思うんです。

陳述の中でもお触れいただきましたが、実は、前政権時代も、税制の抜本改革というのはやろうというところで、閣議決定なりあるいは税法の附則なりに書いてございます。その大きな目的というのは、これから安心社会をつくるために社会保障を充実させなきゃいけない、それにはやはり財政が必要ですねということ。つまり、現在ある社会保障の制度でも自然増で費用がふえていきますから、社会保障を充実、安定させるための財源としては、やはり消費税を含む税制の抜本改革がどうしても必要だ、こういう判断に立っていたわけです。

もつとも、これを実際に実行するのは景気を回復させた後とか徹底した行革をやった後とか、あるいは消費税を社会保障目的化するとか、いろいろな条件はつけていましてけれども、やはり実施するんだという意思は示しておりました。私は、新政権、マニフェストで四年間消費税を上げないということで約束しているんだというふうに総理も重ねておっしゃっていますけれども、それでもそれはそれにこしたことはないですけれども、少なくとも、消費税を含む税制抜本改革は早期に検討しておく必要があるな、こんなふうな思っておりました、この点につきましての御意見を承りたいと存じます。

○森信参考人 お答えいたします。

私の意見としては、まさにできる限り早く議論を始めるべきだというふうな思っております。その場合、ではどういうふうなことになるのかというふうな申しますと、やはり今の税法系といえますのは、所得と消費と資産、これがうまくミックスされて、うまくかどるかかわかりませんが、ミックスされて現在動いているわけでございまして、そういう意味で、それぞれの税制、税目について点検をしながら、その上でやはり大きな改革をしていく必要があるかと思っております。

そういう目で見ますと、所得税につきましては、いろいろ世代間の不公平をもたらしております例えは年金税制の問題とか、それからサラリーマンに少し有利になっております、特に高所得サラリーマンに有利になっております給与所得控除の問題、そういう問題はやはり残っておりますので、そういう問題も点検しながらやっていくべきだと思っております。また、資産課税につきましても、今の格差社会、これが世代を超えて伝播しないように、相続税につきましても非常に課税ベースが小さくなっておりまして、そこをもう一度議論し直していく必要があるかと思っております。

そういつた上で、やはり税収が足りないということになろうかと思っております。それはやはり経済に与える負荷が最も少ないという観点から、消費税の議論を進めていくべきだと思っております。

何か我が国の消費税の議論といえますのは、どうも高齢化の足りない費用を賄うための観点でメーンでございますが、世界的に見ますと、消費税というものは、他の、特に所得税に比べまして、経済効率という観点ではるかにメリットの大きい税制でございます。

例えば、我々が貯蓄しますと、税引き後から貯蓄した利子に対してもまた利子課税がなされる。あるいは、配当が法人段階で課税されて、また個人段階でも課税される。しかし、消費税の体系では、そういったものには二重課税というふうな問題がないような形で税制を仕組むことができるということになっておりますし、設備投資に与える効果も、消費課税のものとでは、即時に全額設備投資は損金に算入されるというふうなものもありません。経済に与えるメリットが大きい。そういう観点からも私は議論をしていくべきじゃないかというふうな思っています。

以上です。

○水野参考人 どうもありがとうございます。

私、また自分なりの考えを述べさせていただきますけれども、先生おっしゃいますように、財政の健全化、これはどうしても避けては通れない問題で、恐らく国民一般の中でも、税制についての何らかの大きな改革は必要だろうという意見を支持される方は多いと思っております。問題は、いつも議論になりますけれども、タイミングをどうするかということでございます。それはいつても、その時期になってすぐ実施できるわけではありませんが、助走期間といえますか、議論を重ねて原案のようなものをつくるということが必要になるわけですが、これもなかなか、いわば特別の委員会をつくった途端にもう来年実施だとかいううわさになる可能性もありますし、なかなか難しい問題ではあるかと思っておりますけれども、選択肢としましては、どうしてもやはり消費税を充実させていかざるを得ないということであろうと思っております。

ただ、これまた外国の例ですが、ヨーロッパの国々では非常に付加価値税の税率が高いですが、付加価値税の税率はもとと高かったわけではなくて、付加価値税の税率を上げるために所得税の方を今度は少し下げるとか、そういうふうな工夫をしながら上げてきたわけです。

我が国で平成元年に消費税が実施されました、そのときにもやはり抜本的改革ということが言われていたわけですが、その時点では、いわば利子所得の大きなものが非課税になっていた、これを源泉課税にかえるというふうな試みを行いました、消費税にとどまらず所得税等についても、今までの不公平な部分を直したということがございました。

ですから、今後、消費税について議論をしていただきたいと思います。当然のことですけれども、抜本的改革ということですから、それぞれの税目についても議論しなければいけないということでございます。

その中で、非常に関心がありますのは、消費税という必ずしとところはインボイスの問題が出て、いわば食料品の非課税なりゼロ税率の問題、これをどうするかという話でありました。最近、給付つき税額控除の話の中で、実際にカナダ

が行っていることですけれども、食料品に使用する家庭の支払い額というのは大体それほど変わるものではないと思っております。それに見合うだけの税額を今度は所得税の方から控除する、こういうような試みといえますか、こういうことを実施している国もありますので、幅広く、いわばバランスをとるような形で消費税の議論も考えていただけたらと思っております。

失礼いたしました。

○土居参考人 御質問にお答えします。

私もお二人の先生方と同じように、できるだけ早期に議論を始めるべきだと思っております。当然ながら、議論を始めることと直ちに増税することとはわけが違ふということだと私は思います。そういう意味では、どういう税制に将来この国の税制を導くのかという具体的なアイデアをいろいろと御議論いただき、かつ、それを、できればより細かいところまでも含めた形での具体策を、今すぐ増税するわけではないけれども、いずれその時期が来たならば直ちに実行できるような、いわゆるスタンバイをしておくというふうな形でアイデアを練っていただくということがよいのではないかと

いうふうに思っております。ただ、私が思いますのは、この日本の状況を見ますと、とても直ちに増税できるような状況では、残念ながらありません。そういう意味では、確かに四年間消費税率を上げないという御判断ではあるんですけれども、これもまた国民の支持を得たということであるんですけれども、恐らく、我が国の経済状況からすると、仮にこれを公約に掲げなくとも、多分四年間ぐらいは消費税率を増税できないぐらいの景況が、残念ながらしばらく続くのかなと。

ただ、少なくとも、もしかしらば四年後には景気がよくなっているかもしれない。それならば、そのときにはどういう税制改革を実行するのかということについては、今からでも決して遅くはないので、御議論を深めていただくということが、やがて来るべきときの備えという意味では重要な



のではないかなというふうに思います。

○石井(啓)委員 ありがとうございます。

それから、最後の質問にしようかと思いが、森信先生に給付つき税額控除についてお伺いしたいんです。

森信先生の著作等によりますと、給付つき税額控除もいろいろな目的がある。勤労を促す目的であったり、あるいは子育て支援をする目的であったり、あるいは、私ども注目していますのは、消費税の逆進性緩和のために使えるということでございます。

実際、私も今回の政府の税制大綱の中で注目しましたのは、この給付つき税額控除の目的で、消費税の逆進性緩和ということを非常に重点を置いて書いていらっしゃるんですね。軽減税率よりも給付つき税額控除の方がいいんじゃないかというふうにすごく踏み込んで書いていらっしゃるの、私は非常に注目しているんですが、諸外国でも複数税率を導入していますから、我が国でもできないことはないと思うんです。

ただ、複数税率を導入すると、やはりどこかで非常な割り切りが必要になりますね。日本の場合はどっちかという厳密さを求める。よく言われる例えで、マクドナルドのハンバーガーの件がありますけれども、飲食業に対しては一般の税率、食品に対しては軽減税率とした場合、マクドナルドを買ってその場で食べると高い税率だけれども、持って帰って食品にすると安い税率になる、どうなんだという議論が時々言われますが、厳密さを好む日本の国民性を考えたら、私も、消費税の逆進性緩和には給付つき税額控除が大いに活用できるのではないかなというふうに思っております。

それ以外にも、もちろん、所得税の体系自体からいって、格差是正、あるいは課税最低限以下の世帯への支援等、いろいろな目的で使えるかと思いますが、我が国に導入するに当たってどういう形でやったらスムーズにいくというふうには先生はお思いでいらっしゃいますでしょうか。御意見が

あったらお伺いしたいと思っております。

○森信参考人 お答えしたいと思います。

これは全く私の私見でございますが、今おっしゃいましたように、消費税の逆進性対策、これは軽減税率が普通でございますが、しかし、ヨーロッパでは、この軽減税率が大きな問題になっております。今委員がおっしゃいましたようなテークアウトとレストランサービスの問題だけでなく、例えばイギリスでは子供服専門のデパートがありますが、なぜそんなものがあるかということ、子供服は軽減税率、ゼロ税率になっておりまして、大体、少し体の小さい方はそこで大人も買うということ、よく、イギリスの統計なんかには子供服の売り上げが子供の数に比べて三倍ぐらい多いんじゃないかということが指摘されております。

それから、もう一つ大きな問題で、逆進性対策として例えば食料品を軽減税率にしても、高所得者層の方がどうしても食料支出が多いですから、そういう意味で、金銭的に見れば、軽減税率で逆進性対策をやった結果、高所得者層の方が有利になっているというようにも指摘されております。

そこで、カナダとか、最近ではシンガポールも給付つき税額控除で対策をしております、要するに、中低所得者層の基礎的な食料支出掛け消費税率、その部分を大体所得税の中で還付している、給付しているということでございます。でも、金額を見ますと十万円程度、つまり、カナダでは大体百万円ぐらい掛け数%ということ、七、八万円の還付をしているということでございます。

それで、私も、消費税が上がる際には最大の問題は逆進性でございますので、今言った問題をなくすためには、この給付つき税額控除が一番効果的だということに思っております。事業者の手間もないし、ピンポイントで低所得者層の保護に、逆進性対策になるということでございます。しかし、給付つき税額控除には、そのほかにも

勤労税額控除と、それから社会保険料の負担を軽減させるという大きな効果がございます。これはアメリカで、特に今、オバマ政権になりました、これはメーク・ワーク・ペイ減税というふうな呼んでおりますが、社会保険料を、低所得者層に負担を軽減するための手段として給付つき税額控除を導入しております。これを我が国に翻って考えますと、特に低所得者層は未納が非常に多いわけでございますから、その部分は結果的には最後に、例えば、将来的には生活保護になるような形で国民負担になるのであれば、働いて少し所得があるときに、それにプラスアルファ、プレミアムをつけて返して行って、その返すときに、これはその人の社会保険料負担と相殺をするという形で言えば、未納も防げるというふうな大きな効果があると思っております。

私は、今おっしゃいましたように、消費税の逆進性対策として、給付つき税額控除が非常に良いジブシブルな形で設定されると思っておりますが、その際にあわせて、例えば、勤労税額控除として社会保険料負担と相殺していくような形でやれば、実際に給付をしなくてもいいかもしれない。これは実はオランダでそういうふうな形をやっておりまして、社会保険料と相殺をするという形をやっております。

そういうふうな、いろいろな政策に使えると思っておりますので、まさに今後の議論だということに思っております。

以上です。

○石井(啓)委員 ありがとうございます。以上でございます。

○玄葉委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。三人の専門的な御意見をお伺いしまして、本日に参考になります。ありがとうございます。まず私は、少し広く、税財政というものの位置づけですけれども、それ自体は、例えば税制、あるいは財政、それは言うまでもないことですから

ども、自己完結してそれで終わるというのではなく、背景にある全体の経済、それから、経済の中での国民生活あるいは企業の状況、そういうものをどう認識するか。そしてその上で、経済政策として基本方向をどう打ち出すか。その中で税と財政というものがどのような役割を果たすか、どのような機能が必要か。全体として言いますと、こういうふうな位置づけだろうと思っております。したがって、まず、経済の構造全体をどう見るかというのが、基礎的なものとして大変大事なことでございます。その点で新しい政権は、経済格差、所得格差というものに着目をして、その格差を是正したい、そういう意向を持っているというの、私は、私は今野党ですが、伝わってきている、そういうふうな思っております。

そこで、税の役割というものは、そういう経済格差を縮小していく上で、手段として大変大きな役割を果たすことになるだろうと思っております。所得の再分配機能ということがこの間弱まってきたというのが政府税調の答申でもありますが、それを強めていく、再分配機能の強化というものが基本方向として政権の方から打ち出されているように私は思っています。

そこで、私は、その基本方向は賛成なんです。その方向に向けて、税制あるいは財政、これが一体どのような具体的な政策として必要なのか。専門の先生三人の方々の少し具体的な提言も含めた御意見をそれぞれお伺いできればと思っております。

○森信参考人 お答えしたいと思います。

私の個人的な意見でございますが、先ほど冒頭意見を申しましたように、我々は今、極めて難しいグローバルな経済の中にあるということ、こちら立たずというふうな状況にあるということ、でございます。どういうことかと申しますと、税制の最大の原則であります垂直的公平性、こういった原則を重視して、こちらに重点を置いた所得再分配政策を

とりますと、今度は経済効率という別の租税原則が損なわれる。これが特にグローバルな経済の中で、人、物、金、日本の富裕層でも個人の所得を海外に移すということが実際行われているというふうには認識しておりますので、なかなかそういった垂直的公平性一本で税制を構築するということができない状況になってきているというふうに思います。

そういう意味において、私はうまく公平性と効率性のバランスをとった税制が必要じゃないかというところで先ほど申し上げた次第でございますが、具体的にどういふことかというふうに申しますと、今起きている格差、貧困、この問題のやはり主眼は、特に若者の低所得者層の所得が一番影響を受けているわけでございまして、そこに手厚く給付つき税額控除等で経済援助をしていく、あるいは児童手当、これは子ども手当というふうな形で設計されておりますが、児童税額控除とかそういう形で、子育て家庭に経済支援をしていくという形で手当てをしていく。

他方で、では、高所得者層の方はどうするんだということでございますが、最高税率を引き上げるといふふうな考え方もありますが、私は、グローバルな経済の流れの中において、これは以上最高税率を引き上げますと、結果的には、税源といえますか資金が海外に今以上に逃げていって、日本の国の中に税源が残らないというふうな状況になる可能性があるというふうなことを考えております。

そういう意味で、所得再分配機能をより強化することは大賛成でございますが、その手段としては、あくまで、原因をつくっております低所得者層の方に給付つき税額控除という形でお金を支援していくということが必要ではないかというふうな思っております。

資産課税につきましても、基本的には私は、相続税につきましては、やはり課税ベースを広くしていく。税率は変えないで、課税ベース、今は被相続人百人に対して四人程度が相続税を負担して

いるというふうな状況でございますが、これをもう少し、百人の方に対して一割ぐらいの方が相続税を負担するような、そういった形で税制を構築していくべきじゃないかというふうな考えております。

とりあえず、以上でございます。

○水野参考人 御質問いただきましてありがとうございます。また、私の個人的な意見を述べさせていただきます。

確かに現在、非常に、税収の落ち込みとともに格差が広まっている。通常ですと、所得税が機能すればそれなりの所得再分配というのは果たされたわけですが、今の状況でなかなか難しいと思っております。もう一つ、相続税というものも、これも富の再分配というものを期待されておりますけれども、再分配機能を考える場合には、所得税と同時に相続税の方も考えるのがよろしいかと思っております。

今後の、将来の話ですけれども、いわば消費税のウエートが高くなってまいりますと、特に高所得者の場合に、消費されずに残された資産というところで、相続税の重要性はまた大きくなっていくものと思っております。

基本的には所得税の問題をまず議論すべきであると思っておりますが、これは困りますのは、所得税の税率、これを上げればそのまま再分配につながるかと、そうではなくて、実際問題として、いわば給与所得者で働いている、なおかつ高額所得を取っている方、最近では少しづつ出てきているようですが、所得税の税率がそのまま適用される高額所得者というのは決して多くなくて、いわば課税逃れと言っておりますけれども、最近の裁判所の判決など、国際的なレベルで大きな課税逃れが行われているということがございます。

平成二十二年度の改正法案の中に、タックスヘイブンの税制に対する改正も入っておりますけれども、そのようなタックスヘイブンと言われる軽課税国を利用したような投資というものは盛んに行われているようでありまして、具体的には、外

国の不動産に投資をして、減価償却などを計算した結果、意図的に損失を出しまして、それで国内の所得と合算してマイナスにしてしまおうとか、そういうような試みが、経済がよくないときであるにもかかわらず、どうもやはり高額所得者の方の方では、恐らくそういうものを唆するような会社があるんだと思っております。

そういうような問題が出てまいりますので、やはり税率とともに、課税の対象となるべき所得が意図的に縮小されないような検討というものが、これもあわせて行うことが大事ではないかと思っております。

ただ、課税逃れだけで格差が広がっているわけではありませぬので、当然のことながら、経済全体の中で、さて税率の問題、これを引き上げることが経済的にどういふ影響をもたすだろうか、非常に難しい問題ですけれども、そのあたりも含めて、全体的に議論していかなければならないと思っております。

失礼いたしました。

○土居参考人 御質問ありがとうございます。

私は、財政学を研究している立場から申しますと、財政政策、税制も含めたところでの機能というものは、資源配分機能、所得再分配機能、経済安定化機能という三つの機能があるということを生にも教えておるわけでありまして、多分、これまでの、特に九〇年代以降の日本の財政では、経済安定化機能、つまり景気対策がかなり大きなウエートを占め過ぎた。いつも裁量的な財政政策がその都度その都度行われてきたということろは、やはり今後は少し抑制していかなければならないところなのかなというふうな思っております。

そういったしますと、前二者の資源配分機能と所得再分配機能ということが、もっと大きなウエートとして、財政政策ないしは税制の設計というところでは重視していかなければならないところだと思っております。特に、格差が広がっているところとありますから、目下のところは、この所得再

分配機能について、より有効に、財政政策ないしは税制でこれを果たしていかなければいけないというふうな思っています。

ただ、もう一つ、日ごろは余り強調されていまいやうではありますけれども、私が最近こういう点は重要ではないかと思っている点について述べてさせていただきますと、いわゆるビルトインスタライザーというものをもう少し、より強く働かせるようなことが求められるのではないかと。ビルトインスタライザーというのは、御承知のように、景気がよくなると、累進課税がなされたり社会保険料が徴収されるようになるなどというふうなことで、経済の過熱を抑制する反面、不景気になると失業給付が出たり、累進課税で、低所得になるとその分税負担が軽くなるということで、景気の底割れを防ぐということが、制度の内在的な要因によって果たされることだというわけなんです。

もちろん、法人税とか、ある意味で、景気がよくなつたらたくさん税を取られるけれども、景気が悪くなるとたちまち赤字法人が出てきて税を取らないというような意味のスタライザーはあるのかもしれませんが、所得税制ないしは社会保障制度で、私は、もう少しよりよくビルトインスタライザーが機能するような仕組みを埋め込んでいく必要があるのではないかと。それがいやゆえに、景気が悪くなると裁量的な財政政策を講じて、景気対策だ景気対策だと、必ずしも本当に効果があるかどうかかわからない裁量政策もなされるというふうなことが、残念ながら九〇年代から繰り返されてきたのかなと思っております。

もしビルトインスタライザーがちゃんと機能する財政制度であれば、それほど裁量的に財政政策を講じなくても、失業手当なり累進所得税なり、いろいろな仕組みを通じて経済安定化機能も果たせる。さらには、所得格差は正という観点から、累進課税だとか失業給付だとかというものは、格差是正機能も実は両方果たし得るという意味で、そういう意味では、我が国の税制、財政

は、もう少しビルトインスタビライザーの機能を埋め込むような仕組みに転換していくことが必要なのではないかというふうに思っております。

○佐々木(憲)委員 大変参考になる御意見、ありがとうございます。

社会保障の役割というの、今のお話との関連でいいますと、所得再分配機能の中で非常に大きな柱になるだろうと思うんです。ですから、税制だけではなく社会保障の分野をどうするのかというの、やはり重要な柱に位置づける必要があるというふうに思いました。

それから、もう一つは、例えば社会の格差ということを考えて、非正規雇用がこれだけ広がっている状況はどうなのか。これはやはり労働法制の問題にかかわるものでありまして、必ずしも税制だけにおさまらない、そういう分野も念頭に置いた対応というものが必要だろうというふう

に感じております。

さて、そこで、先ほど少しお話ありましたが、森信先生の方から、公平と効率のバランスというお話がありました。

垂直的な所得の再分配、それだけを追い求めると、今度は、例えば国際的な課税の面でいいますと、企業に負担がかかり過ぎるのではないかと、当然そういう論理になると思うんですね。そこで問題なのは、その論理が正しいかどうかというの、吟味が必要だと思いますが、それが前提としますと、国際的な課税のあり方というの、もう一つの分野として求められるんだらうと思います。

ます。

リーマン・ショック以降の議論の中では、金融資本を中心として非常に莫大な金銭が行われた、それが余りにも膨らみ過ぎてバブルがはじけて全世界が大変なショックを受けた、したがって、その要因となるようなところに対しては、あらかじめ低い水準の課税なり、あるいは何らかの行き過ぎないようなコントロールが必要であろう、これは国際的な議論に今なっていると思

います。

○森信参考人 お答えします。

私、先ほどの冒頭のプレゼンテーションでも申し上げたんですが、タックスヘイブンに対して資金が集まる、あるいは、タックスヘイブンまでいかなくても、もう少し低税率国の方にお金、あるいは人間そのものが逃げていって、日本に一年の半分以下の居住という形で暮らすというふうなことも実際起きてきているわけでございます。

そういつたときに、今委員が御指摘のように、タックスヘイブン、世界的な税の引き下げ競争に對して、OECDがイニシアチブをとってそういつたことを抑制するようなプロジェクトをつくるというところは非常に必要だと思いますし、現実

に、これは法人税の世界が中心でしたが、ホームフル・タックス・コンペティション、有害な税の競争に對して、先進国共通でそういつたタックスヘイブンを名指ししてやったこともあります。それから、最近では、まさに今おっしゃいましたように、サミットでもG20でもそういつたことが行われておりまして、そのときのかぎになるのは、私は情報交換だと思

います。

に、リーマン・ショック以降のいろいろな先進国の努力にもよりました、日本も最近、たしかスイスと情報交換協定を結んだり、ケイマンともそういつた話を、締結の方向で進んでいると思

います。

○佐々木(憲)委員 最後の質問をしたいと思います。

証券優遇税制の是正の問題は、この委員会でも議論をしまりました。譲渡益課税あるいは配当課税が二〇%のところを半分の一〇%、こういつた形になっている。私は、当然これはもとに戻すべきだといふふうに主張をしまりましたし、新しい政権になって、当面は前の政権から維持されているものはありますが、できるだけ早くこれを是正したい、そういう意向が示されております。

やはり、そういうことを一つ一つきちつとやっていると、それから、根本的には、やはり総合課税に累進課税ということが大事だと私は思っておりますが、いずれにしても、現在の減税とい

うのはちよつと行き過ぎた面があるのではないかと

思っております。この是正の方向について、今度は水野先生と土居先生のお二人に御意見をお伺いしたいと思います。

は申告分離課税という二つの方式、それによって課税されることになったわけですが、源泉分離課税というの、これもまだ不公平であるといふことで、大分前になると思いましたが、もう十年ぐら

に一本化するといふ話にまともなわけで、法律もそのようになっていたわけですが、今度は、株を取

得したときの原価がなかなかわからないとか、いろいろな不公平が出てまいりまして、結局、申告分離の形にはなっているけれども、特定口座を開いておけば、そこで証券業者の方で源泉分を徴収しますと。

この状態と、税率が一〇%に引き下げられているという状態が続いておりますので、総合課税まではまだほど遠いということですが、せめて利子並み課税と言っておりますけれども、大体金融商品は二〇%で課税するという方向へ取れんしてきております。申告分離に一本化されてから大分になり

ますので、そろそろ、私も先生が言われるように、せめて税率を二〇%に戻すべき、これをしたから急にまた株が暴落するといふものではないのではないかと

思っております。

○土居参考人 御質問ありがとうございます。

私も、基本的には、金融所得一体課税という意味では、税率をそろえていくという意味で、軽減税率という形で軽い税率になっているものを改めていくというところは重要なことだと思います。

税率を上げると、とかく、課税後の収益が下がるというところで株式等への投資が鈍るのではないかと